

【別添3】令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護事業所等に対するサービス継続支援事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象			(イ) 交付要綱第3条(1)に該当する事業所	(ロ) 交付要綱第3条(2)に該当する事業所	(ハ) 交付要綱第3条(3)に該当する事業所	
			各サービス共通			
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537 /事業所	537 /事業所	268 /事業所
	2		大規模型(Ⅰ)	684 /事業所	684 /事業所	342 /事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	889 /事業所	889 /事業所	445 /事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231 /事業所	231 /事業所	115 /事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226 /事業所	226 /事業所	113 /事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564 /事業所	564 /事業所	282 /事業所
	7		大規模型(Ⅰ)	710 /事業所	710 /事業所	355 /事業所
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133 /事業所	1,133 /事業所	567 /事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27 /定員	-	13 /定員
訪問系	10	訪問介護事業所		320 /事業所	-	160 /事業所
	11	訪問入浴介護事業所		339 /事業所	-	169 /事業所
	12	訪問看護事業所		311 /事業所	-	156 /事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		137 /事業所	-	68 /事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508 /事業所	-	254 /事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204 /事業所	-	102 /事業所
	16	居宅介護支援事業所		148 /事業所	-	74 /事業所
	17	福祉用具貸与事業所		-	-	282 /事業所
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所		33 /事業所	-	16 /事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475 /事業所	-	237 /事業所
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638 /事業所	-	319 /事業所
	21	介護老人福祉施設		38 /定員	-	19 /定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40 /定員	-	20 /定員
	23	介護老人保健施設		38 /定員	-	19 /定員
	24	介護医療院		48 /定員	-	24 /定員
	25	介護療養型医療施設		43 /定員	-	21 /定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36 /定員	-	18 /定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37 /定員	-	19 /定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35 /定員	-	18 /定員
助成額			・1事業所・施設等につき、第3条(1)、(2)、(3)それぞれを基準単価まで助成することができる。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の支支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、イ及びハの事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。